

## 当基金の掛金相当額について

令和2年に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」に伴い、令和6年12月より、企業型DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映し、公平を図る法律改正が行われます。

つきましては、加入者の皆様のiDeCoへの加入やiDeCo掛金額の検討のため、本年9月末までに事業主様から加入者の皆様へ当基金の掛金相当額を周知いただくことが、法令により義務付けられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

何卒ご理解賜わりますようお願いいたします。

### 記

当基金の掛金相当額（加入者の皆様一律）	
Aグループ加入者様	4,000円
Bグループ加入者様	3,000円

#### 【ご参考】厚生労働省ホームページより

(以下ご参照願います)

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>

企業型DCを実施する事業主・従業員の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000823725.pdf>

DBを実施する事業主・基金の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000824551.pdf>